

第4 福島第一原子力発電所の現状について

1 廃炉に向けた取組（中長期ロードマップ）

平成23年12月21日、国と東京電力は、廃炉に向けた中長期的な工程表「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を定め、以降定期的に見直しが行われている。

中長期ロードマップのマイルストーン（令和元年12月27日改訂版）

分野	内容	時期
1. 汚染水対策		
汚染水発生量	汚染水発生量を150 m ³ /日程度に抑制	2020 年内
	汚染水発生量を100 m ³ /日以下に抑制	2025 年内（注1）
滞留水処理完了	建屋滞留水処理完了*	2020 年内
	原子炉建屋滞留水を2020 年末の半分程度に低減	2022 年度 ～2024 年度
2. 使用済燃料プールからの燃料取り出し		
1～6号機燃料取り出しの完了		2031 年内
1号機大型カバーの設置完了		2023 年度頃（注2）
1号機燃料取り出しの開始		2027 年度 ～2028 年度
2号機燃料取り出しの開始		2024 年度 ～2026 年度
3. 燃料デブリ取り出し		
初号機の燃料デブリ取り出しの開始 （2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大）		2021 年内（注3）
4. 廃棄物対策		
処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見直し		2021 年度頃
ガレキ等の屋外一時保管解消**		2028 年度内

※1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却建屋を除く。

※※水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除く。

（注1）汚染水発生量100m³/日以下に抑制は、令和5（2023）年度に達成した。令和6年度は3月の降雨の影響が残り、4月は建屋流入量が多い状況であったが、その後は建屋流入量が低減しており、汚染水発生量は100m³/日を下回る状況である。今後、さらなる汚染水対策発生量の低下対策を講じ、令和10（2028）年度までに汚染水発生量を約50～70m³/日に抑制する方針である。

（注2）1号機大型カバーの設置完了は、原子炉建屋周辺工事（SGTS配管撤去工事等）との調整による影響を精査した結果に加え、原子炉建屋壁面の高線量箇所への安全対策が

必要となったことから、令和7（2025）年度に設置完了予定となっている。

（注3）2号機燃料デブリ取り出しは、新型コロナウイルス感染拡大による試験的取り出し装置開発への影響や、作業の安全性を考慮した結果、令和6年10月頃の着手に向けて工程の見直しが行われた。そして、令和6年9月10日にテレスコ式装置による試験的取り出しが開始され、令和6年11月7日に燃料デブリの試験的取り出しを完了した。

これまでの中長期ロードマップの改訂やロードマップを巡る主な動き等は以下のとおり。

○ 平成24年7月30日

1回目の改訂。原子力安全・保安院の指示を受け東京電力が作成した「中長期的な信頼性向上のために優先的に取り組むべき事項についての具体的な計画」やそれまでの進捗の反映。

○ 平成25年6月27日

2回目の改訂。使用済燃料プールからの燃料取り出しと、原子炉からの燃料デブリ取り出しのスケジュールを明記。

○ 平成26年10月30日

東京電力が1号機の使用済燃料取り出しが2年、デブリ取り出しが5年遅れる見込みであることを発表。

○ 平成27年6月12日

3回目の改訂。主に以下の点を追加。

- ・ リスク低減の重視。
- ・ マイルストーンの明確化。
- ・ 情報公開を通じた地元との信頼関係の強化。
- ・ 被ばく線量のさらなる低減・労働安全衛生管理体制の強化。
- ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の強化。
- ・ 平成26年1月に発電設備として廃止となった5号機と6号機も対象に追加²⁰。

○ 平成29年9月26日

4回目の改訂。主なポイントは以下のとおり。

- ・ 「安全最優先、リスク低減重視を堅持」、「廃炉作業全体の最適化」、「コミュニケーションの一層の強化」を基本。
- ・ 燃料デブリの取り出し方針は「気中－横アクセス工法」に軸足。
- ・ 汚染水発生量を削減、トリチウム水の取扱いは現行方針²¹を堅持。
- ・ 廃棄物対策の「基本的考え方」を取りまとめ。

²⁰ これに伴い「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に改称されている。なお、現在の名称は、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」。

²¹ 現行方針は以下のとおり。

地元関係者の理解を得ながら対策を実施し、海洋への安易な放出は行わない。海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わない。引き続き、技術的な観点に加え、風評被害などの社会的な観点等も含めた総合的な検討を進める。

○ 令和元年12月27日

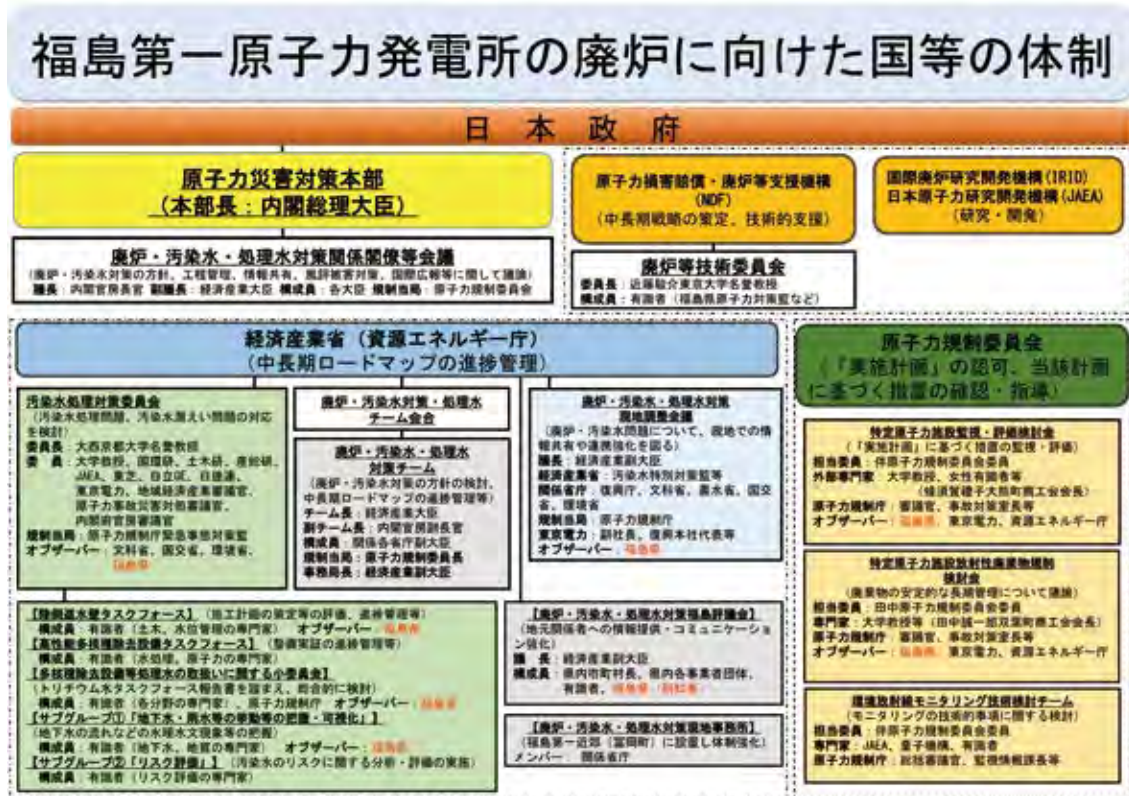
5回目の改訂のポイントは、以下のとおり。

- 周辺地域で住民帰還と復興の取組が進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則とし、早期の復興に資するためリスクの早期低減に取り組むとともに、工程ありきではなく安全確保を最優先に、地域とともに廃炉を進める。
- 廃止措置終了までの期間「30～40年後」は堅持する。
- 現行の「第3期」（デブリ取出～廃止措置終了）のうち、当面の10年（2031年末まで）を「第3－①期」とし、次の複数の工程を計画的に進める。
- 1～6号機の全てのプール燃料の取り出しを完了する。
- 燃料デブリの試験的取り出しに着手し、段階的に規模を拡大する。
- 汚染水発生量を最小限にとどめ、安定的に維持する。
- ガレキ等の廃棄物の一時的保管を解消する。
- トリチウム水の取扱いは現行方針を堅持。
- 廃棄物対策の「基本的考え方」を取りまとめ。
- 目標工程を一部見直し（先送りされたもの）
- 1号機燃料取り出し開始 2023年度→2027年度～2028年度
- 2号機燃料取り出し開始 2023年度→2024年度～2026年度
- 燃料デブリ取り出しの初号機を2号機とする。取り出したデブリは所内の保管設備において乾式で保管する。

2 関係組織

(1) 廃止措置等に向けた国の役割

廃炉に向けた取組に関する国等の体制は次のとおりであり、国が決定した中長期ロードマップに基づき廃炉作業が進められている。経済産業省が中長期ロードマップの進捗を管理し、原子力規制委員会が安全審査を行っている。



(2) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)

平成 26 年 8 月に発足した原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (以下「NDF」という。)は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 (以下「NDF法」という。)に基づき、法定業務である「廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告」及び「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発」の一環として、①中長期ロードマップの着実な実行や改訂の検討に資すること、②確かな技術的根拠を与えることを目的に中長期視点に立った燃料デブリ取り出しと廃棄物処理の2つの分野に関する戦略を検討し、平成 27 年 4 月 30 日、「福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2015」を策定し、その後、毎年とりまとめを行っている。

また、平成 29 年 5 月の NDF 法の一部改正により、NDF は廃炉等積立金管理業務を担うこととなり、①毎年度、NDF が定め、国が認可した金額を東京電力が積み立て、②NDF と東京電力が共同で作成し、国が承認した計画に基づいて、東京電力は積立金を取り戻し、廃炉の取組を適正かつ着実に進めていくこととなった。

○ 戦略プラン 2015（平成 27 年 5 月）

廃炉は継続的なリスク低減活動であるとし、リスクの源である放射性物質を評価し、優先順位を決定して対処方針を策定するとした。また、燃料デブリ取り出し工法として、冠水－上アクセス工法に加え、気中－上アクセス工法、気中－横アクセス工法といったオプションを示し、今後その実現性を評価するとした。

○ 戦略プラン 2016（平成 28 年 7 月）

先に示したリスク低減の考え方等に関してより詳細な戦略プランが提示された。なお、当初示されたプラン中の「石棺方式」の記載に対し、NDFは「石棺方式を検討している事実はない。」としていたが、福島県は「石棺方式」の選択の余地を残した計画となっており、到底容認できるものではない」として、経済産業省に対し、世界の英知を結集し、国の威信をかけて燃料デブリを安全かつ確実に取り出し、県外において適切に処分するよう求めるとともに、NDFに対して記載の削除を求めた。これに対しNDFは修正文を公表、同戦略プランから「石棺方式」という記載は削除された。

○ 戦略プラン 2017（平成 29 年 8 月）

原子炉格納容器底部の燃料デブリを「気中－横アクセス工法」で取り出すことから検討を進める提言案が示された。

○ 戦略プラン 2018（平成 30 年 8 月）

これまで「燃料デブリ取り出し」と「廃棄物対策」を2つの主要課題として重点に置いてきたが、燃料デブリ取り出しの具体化を進めるに当たり、「汚染水対策」と「使用済燃料プールからの燃料取り出し」等との関連性、整合性を踏まえた検討が必須との考えから、廃炉の取組全体を俯瞰した中長期的視点での方向性が示された。

○ 戦略プラン 2019（令和元年 8 月）

2021 年内のデブリ取り出し開始に向け今後の課題を整理した。

初号機は、安全・確実・迅速に取り出しが開始でき、廃炉作業全体の最適化の観点から2号機が適切であるとした。その取り出し方法は、アーム型アクセス装置とエンクロージャ（機密性セル）等を用い、把持・吸引による小規模な取り出しから開始し、取り出したデブリは収納缶を二重構造とし、1 F 敷地内の保管設備において「乾式」にて一時保管を行うとしている。

また、廃炉プロジェクトの総合的な取組として、先を見据えた計画的な作業の必要性、複雑に関連する作業を全体として整合をとって進めていく必要性の観点から、一貫性のある廃炉全体の長期計画の策定の必要性を示している。

○ 戦略プラン 2020（令和 2 年 9 月）

「燃料デブリの試験的取り出しを2号機で、取り出し規模拡大の先行的検討号機を3号機とすべき」といった提言や、「使用済燃料プールからの燃料取り出し」作業に向けて、1号機においてオペレーティングフロア（以下「オペフロ」という。）全体を大型カバー

で覆う案や、2号機において原子炉建屋南側に構台を設置し、建屋開口部からアクセスする案など、より具体的な技術的提案が提示された。

○ 戦略プラン2021（令和3年10月）

中長期ロードマップで2021年度内に開始するとされている2号機のデブリの試験的取り出しについて、「新型コロナウイルス感染症の影響による遅れを、1年程度の遅延に抑えるべく、取り出し開始に向け作業を進める」としている。また、デブリが固着したコンクリートや溶けた金属の発生を見越し、廃棄物の発生を抑え、性質を素早く分析し、コストを勘案して安全な保管方法を選ぶといった基本的な考えが整理された。

新規のポイントとしてALPS処理水に係る取組が追加され、「実施計画の確実な運用に向けては、IAEA等の第三者による確認やモニタリングなどの計画遂行状況の透明度を高めることが重要」等の考えが示された。

○ 戦略プラン2022（令和4年10月）

「1号機原子炉格納容器底部の損傷が明らかとなったことから、原子炉格納容器内部に関する最新情報を考慮した健全性評価を進め、それを反映した具体的な取組を進める。」としている。

また、燃料デブリの取り出しについて、従来から考えられてきた上アクセス工法と横アクセス工法を組み合わせた気中工法に加え、バウンダリとして船殻構造体²²と呼ばれる新規構造物で原子炉建屋全体を囲い、冠水させる冠水工法が示された。

○ 戦略プラン2023（令和5年10月）

燃料デブリ取り出しについて、取り出しを困難にしている6項目（①PCV・RPV内が極めて高線量、②原子炉建屋内が高線量、③現場情報の不足、④閉じ込め障壁（バウンダリー）の構築、⑤臨界管理、⑥廃棄物管理）を整理し、3工法（気中工法、気中工法オプション（RPV充填固化）、冠水工法（船殻工法））の成立性について検討を進めることが示された。

また、廃炉の推進に向けた分析戦略として、分析計画の検討、分析・評価手法の開発が新規項目として追加された。

○ 戦略プラン2024（令和6年9月）

2号機の燃料デブリ試験的取り出しについて、内部調査や段階的な取り出し規模の拡大を進め、取り出し規模拡大に向けた必要な情報を得ること及び燃料デブリ取り出し工法評価小委員会の報告を基に1～2年程度で燃料デブリ取り出し規模の更なる拡大に向けた具体的な設計検討を行うことが示された。

また、汚染水発生量については、中長期ロードマップ目標の「2025年内に約100m³/日以下」に対して2年前倒しで達成したことを受け、新たに2028年度末頃に、汚染水

²² 船殻構造とは、板（面）で受けた力を防撓材（^{とう}撓みを抑える骨組み）が支える構造のことで船舶、飛行機で用いられている。

発生量を50～70m³/日に抑制する目標が示された。

(3) 日本原子力研究開発機構（JAEA）

JAEAは、廃止措置推進に必要な遠隔操作機器や放射性物質の分析・研究等に関する技術基盤の確立、国内外の研究機関との共同研究の推進等を図るため、福島県内に次の研究拠点整備を進めている。

○ 楢葉遠隔技術開発センター（遠隔操作機器・装置の開発・実証試験施設）

平成26年9月、バーチャルリアリティシステムが設置された研究管理棟が完成。平成27年10月19日、開所式が行われ、平成28年3月には原子炉格納容器圧力抑制室の実寸大模型²³を備えた試験棟の建設工事が完了。その後、国際廃炉研究開発機構（IRID）による原子炉格納容器の漏水防水の実証試験や、全国各地の高等専門学校の出場による廃炉作業を想定したロボットのコンテスト「廃炉ロボコン」などが実施されている。近年では2号機の燃料デブリ試験的取り出しで用いられるロボットアームの遠隔操作トレーニングや、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の最下階に敷設しているゼオライト土壌回収に向けたモックアップ試験が行われている。

○ 大熊分析・研究センター（放射性物質分析・研究施設）

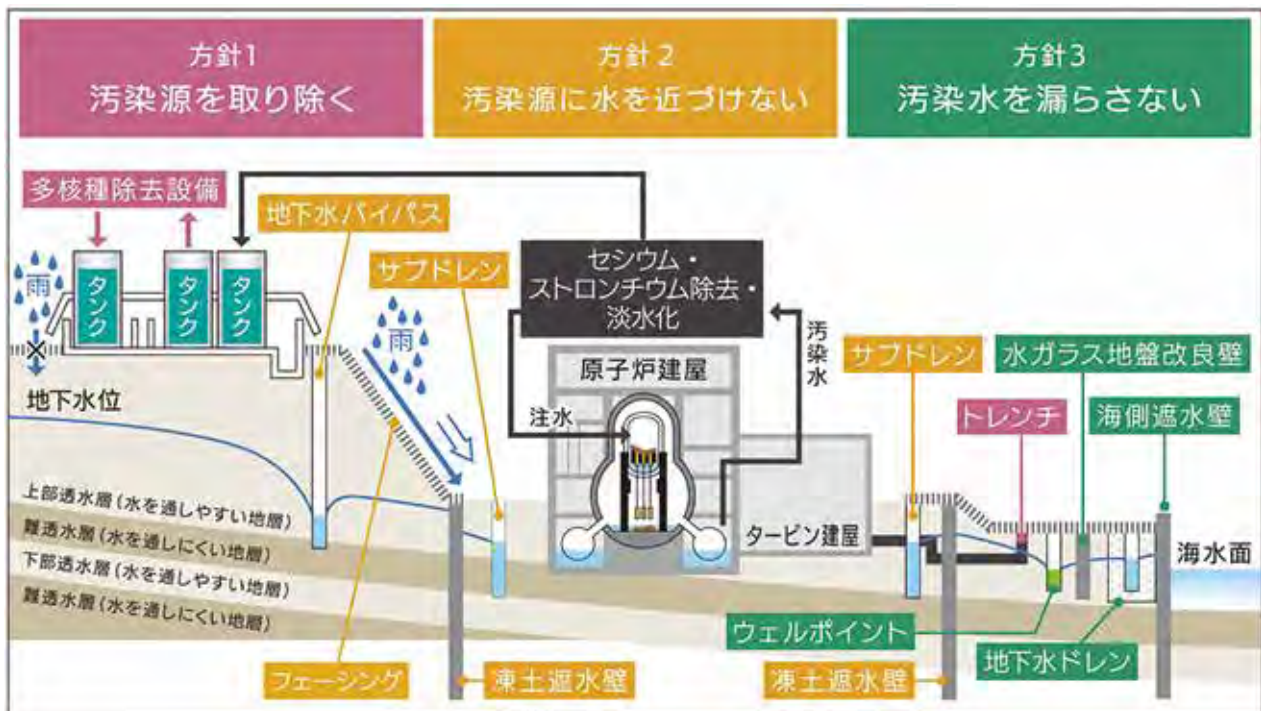
廃炉に向けた研究開発、技術開発等に利用するため、福島第一原子力発電所に隣接する施設管理棟（分析作業員の居室やワークショップ等）や分析を実施する放射性物質分析・研究施設第1棟（ガレキ類、焼却灰、水処理二次廃棄物を分析）を整備した。今後、第2棟（燃料デブリ等を分析）を整備する予定。平成30年3月15日に施設管理棟の開所式、令和4年9月26日に分析第1棟の完成式が行われた。第1棟では、福島第一原子力発電所で発生するALPS処理水の客観性・透明性の高い測定を行う観点から、東京電力による測定・確認とは独立した分析を行っている。

○ 廃炉環境国際共同研究センター（CLADS）国際共同研究棟

平成27年4月20日、文部科学省が公表した「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」に基づき、産学官が一体となって世界の英知を結集し、廃炉に向けた研究開発及び人材育成に係る取組を加速できるよう廃炉国際共同研究センター（CLADS）を茨城県に設置、その活動の中核となるべき拠点として「国際共同研究棟」が平成29年4月に富岡町に完成し、開所式が行われた。

²³ 原子炉格納容器（PCV）の下部にあたる圧力抑制室（S/C）を実寸大で1/8切り出した形をした試験体。

3 汚染水対策



出典：東京電力資料（一部加工）

汚染水対策は、中長期ロードマップに定める、「汚染源を取り除く」、「汚染源に水を近づけない」、「汚染水を漏らさない」という3つの方針により取り組んでいる。

(1) 方針1 汚染源を取り除く

ア 滞留水処理設備による汚染水の浄化

現在、1～3号機の溶融した燃料は原子炉注水により冷却されており、溶融燃料を冷却した水はその後、原子炉建屋内において滞留水となる。滞留水は滞留水処理設備（セシウム吸着装置と淡水化装置等）により原子炉循環注水に用いる淡水と濃縮塩水に分離され、淡水は再度原子炉の冷却のため注水されている（循環注水冷却）。

濃縮塩水については、当初（平成25年9月）、東京電力は平成26年度内に全量をALPSにより処理するとしていたが、平成27年1月23日、年度内の達成が困難になったことから、ALPSによる処理が間に合わない分を、ストロンチウム90を除去する設備（モバイル型ストロンチウム除去装置）を新たに追加して処理を進めた。

また、それまでセシウムの除去に主眼を置いていたセシウム吸着装置にストロンチウム90を除去する性能を付加して処理を進め、平成27年5月27日、濃縮塩水の全量がALPS、モバイル型ストロンチウム除去装置及びセシウム吸着装置により処理を完了した。

なお、濃縮塩水の処理完了に伴いモバイル型ストロンチウム除去装置は平成28年3月に廃止された。

現在、セシウム吸着装置で処理を行い淡水化装置で濃縮された汚染水はストロンチウム処理水と呼ばれ、後述するALPSで処理が行われている。

イ 多核種除去設備（ALPS）

ストロンチウム処理水は、ALPSにより放射性物質を除去され、リスクの小さい水として再貯蔵されている。ストロンチウム処理水に含まれると考えられる主な放射性物質64種類の内62種類を除去できるが、トリチウムと炭素14は除去できない。

【ALPSの性能一覧】

	系統数	定格処理量	処理運転開始
ALPS	3	250m ³ /日×3	平成25年3月30日
増設 ALPS	3	250m ³ /日×3	平成26年9月17日
高性能 ALPS	1	400m ³ /日	平成26年10月18日

○ 「トリチウム水タスクフォース」（平成25年12月～平成28年5月）

炭素14は処理水中の濃度が低く、放射性廃棄物の国際的基準に沿う形で導入されている国の規制基準を満たしている。一方で、トリチウムは基準を大きく上回った状態でタンクに貯留されている。

敷地内でALPS処理水を貯留しているタンクは増え続け、タンクの数令和5年度末時点で1,000基を超えている。今後本格化する廃炉作業を安全に進めるためには、新しい施設を建設する場所が必要となり、ALPS処理水を処分し、タンクを減らす必要があるとされた。

汚染水処理対策委員会の下に設置されたトリチウム水タスクフォースによる検証の結果、現在のトリチウム分離技術はただちに実用化できる段階にないとされ、ALPS処理水については地層注入、海洋放出、水蒸気放出、水素放出、地下埋設の5つの最終処分方法が検討された。

○ 「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（平成28年11月～令和2年1月）

風評被害など社会的観点を含め総合的な検討を行うため、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会が開催された。小委員会では、トリチウム水の処分方法の検討や漁業や農畜産物の風評被害、流通や消費者意識、地域対話について意見交換が行われた。

また、平成30年8月には富岡町、郡山市、東京都において公聴会が開かれたが、ALPS処理水にトリチウム以外の放射性物質が残留していることが明らかにされたこともあり、環境中にALPS処理水を放出することに反対する意見が多数を占めた。これを受けて委員長は「タンクでの長期保管の可能性も含めて今後議論する」と表明した。

第14回小委員会（令和元年9月27日開催）において、敷地周辺の中間貯蔵施設など、新たな用地取得は難しいこと、敷地内に関しては今後の廃炉に伴い必要とされる施設が示され、今後、陸上保管を継続するのは難しいとの見解が示された。

第15回小委員会（令和元年11月18日開催）において、トリチウム水タスクフォースが示した5つの最終処分方法のうち、これまでに実績のある「海洋放出」、「水蒸気放出」における放射線の影響評価が報告され、第16回小委員会（令和元年12月23日開催）において、処分方法を「海洋放出」と「水蒸気放出」、「これらを併用」の3つのケースに絞って検討を行うとする「取りまとめ（案）」が示された。

第17回小委員会（令和2年1月31日開催）において、処分方法を「海洋放出」と「水蒸気放出」の2点に絞り、報告書が提出された。

令和3年4月13日に政府が処理水の処分方法を海洋放出とする基本方針が決定された。

(2) 方針2 汚染源に水を近づけない

汚染水の増加を防ぐためには、建屋に流れ込む地下水を減らさなければならない。国と東京電力は、地下水バイパス、サブドレン、凍土遮水壁の三つを地下水対策の柱と位置づけている。

ア 地下水バイパス

地下水バイパスは建屋山側（地下水の流れの上流側）で地下水を汲み上げ、汚染される前に海洋へ放出する設備である。

設備の設置、水質確認が終了し、漁業関係者から海洋放出に対する理解を得られたことから、平成26年5月21日、排水が開始された。1日約200～1,500m³の地下水を汲み上げ、定期的に排水が行われている。水質は、排水前に第三者機関を交えて確認しており、運用目標（下表参照）を上回ったことはない。



地下水バイパス排水状況

排水の都度、排水後の海水中の放射能濃度を東京電力が測定しており、有意な変動は観測されなかったことから、現在では四半期に1回、排水後の海洋の放射能濃度を測定している。福島県も四半期に一度、排水後の海水中放射能濃度を測定し、変動がないかどうかを確かめている。地下水バイパス稼働による地下水流入抑制効果は、建屋貫通部止水効果と合わせて、1日約80m³と見積もられている。

【地下水バイパス運用目標】

核種	セシウム134	セシウム137	全 β	トリチウム	その他の γ 線核種
基準 (Bq/L)	1	1	5	1,500	不検出

イ サブドレン

サブドレンは建屋近傍に震災前からあった設備²⁴で、震災により放射性物質やガレキが入り込み、いくつかの揚水井は使用不能となっていたが、揚水井の除染や新設によって機能を回復し、地下水流入を抑制する試みが計画された。

また、海側遮水壁閉合に伴い、地下水がせき止められ、水位が上昇して地下水が遮水壁を乗り越えて海へ流出しないように汲み上げる地下水ドレンが設置された。サブドレンや地下水ドレンで汲み上げた地下水は汚染されているため、浄化設備による浄化を行い、水質が地下水バイパス運用目標よりも厳しい目標値を下回ることを確認したのち、海洋放出する計画について理解を得るため、漁業関係者への説明が行われた。

平成27年8月25日、福島県漁連、全漁連は計画を容認することを発表した。福島県は8月26日の廃炉安全監視協議会で説明を受けるとともに立入調査を実施し、8月28日、内堀知事が経済産業副大臣と東京電力代表執行役社長に運用目標の確実な遵守などを申し入れた。

²⁴ 地下水が建屋に及ぼす浮力を抑えるため、地下水を汲み上げて水位を調節する設備であった。

サブドレンの汲み上げが同年9月3日から開始され、初めての排水が9月14日に行われた。現在、1日約300～700 m³の地下水が汲み上げられている。

地下水バイパスと同様、水質は排水前に第三者機関を交えて確認されており、運用目標（下表参照）を上回ったことはない。排水の都度、排水後の海水中の放射能濃度を東京電力が測定し、有意な変動は観測されなかったことから、現在では月に1回、排水後の海洋の放射能濃度を測定している。県も四半期に一度、排水後の海水中放射能濃度を測定し、変動がないかどうかを確かめている。サブドレン稼働により地下水位と建屋の水位差が維持されており、令和5年度の建屋への流水量は1日約60 m³に減少している。

【サブドレン・地下水ドレン運用目標】

核種	セシウム134	セシウム137	全β	トリチウム	その他のγ線核種
基準（Bq/L）	1	1	3	1,500	不検出

ウ 凍土遮水壁（陸側遮水壁）

凍土遮水壁は、1～4号機建屋周辺を一周するように、地面に凍結管を埋め込み、土壌を凍らせて、氷の壁を作り、地下水が建屋を避けるように流れを変える設備である。

平成27年4月30日から、建屋山側の一部の凍結管を用いてデータを採取する試験凍結が行われた。平成28年2月9日、凍土遮水壁の全ての工事が完了した。2月15日、第40回特定原子力施設監視・評価検討会において東京電力は凍土壁を海側から凍結させるという方針に変更した。（当初は、山側から凍結させる方針であったが、建屋内滞留水と建屋外地下水位が逆転するリスクがあったため規制庁による審査が続いていた。海側から凍結させることで、建屋内滞留水と建屋外地下水位の逆転のリスクが回避された。）

同年10月時点で、海側は海水配管トレンチ下の非凍結箇所や地下水位以上などの範囲を除き凍結必要範囲の全てが0℃以下となった。

山側については段階的に凍結を進め、平成29年8月22日、最後の箇所の凍結が開始され、11月2日、山側で表層を除き概ね0℃以下となった事が確認された。

平成30年3月、東京電力は凍土遮水壁の効果に関する評価を行い、深部の一部を除き凍土遮水壁は完成し、凍土遮水壁とサブドレン等の重層的な汚染水対策により、地下水位を安定的に制御し、建屋に地下水を近づけない水位管理システムが構築された。

重層的な汚染水対策により、雨水や地下水に起因する汚染水発生量は、凍土遮水壁の閉合前後で1日あたり約490トンから約110トンに減少（約1/4）した。

令和3年8月から地中の温度上昇が見られ、11月18日には最高13.4℃を記録した。温度上昇の原因として、地下水の影響及び周辺建屋（供用プール建屋）の雨水排水が地下水に影響していると想定し、試験的な止水として泥質部まで鋼矢板の設置及び周辺建屋の雨水排水先の変更を実施した。対策の結果、地中温度は低下傾向に移行した。令和4年度においても温度上昇は見られず、効果は継続している。

令和4年2月にブライン供給配管（不凍液を循環させる配管）からブライン（不凍液）が漏えいした。漏えい箇所は2、3号機山側のブライン供給配管のカップリングジョイント部（配管同士を接続する箇所）であることを確認した。漏えいの影響による、凍結管温度の上昇や建屋への地下水流入量に変化はなかった。原因調査の結果、主な原因として、凍土壁形成の際に凍結管同士の地盤の高さや配管径の違いにより、山側の配管による凍土厚

が平坦部の配管の凍土厚より大きくなり、カップリングジョイント部へ影響が発生したと推定した。なお、凍土厚は凍結開始直後が最大であり、維持管理運転により凍土厚の増加は抑制されているため、今後は大きく変化することはないと想定している。漏えい箇所のカップリングジョイントは新しいものに交換され、今回の調査結果を他のカップリングジョイント部458箇所に対して水平展開を行った。

以降、カップリングジョイントの遊間計測管理を予防保全の一環として実施しており、新たな漏えいは発生していない。また、計測方法については省力化を目的に遠隔センサーの導入について検討が進められている。



ブライン（不凍液）が漏えいした
カップリングジョイント部

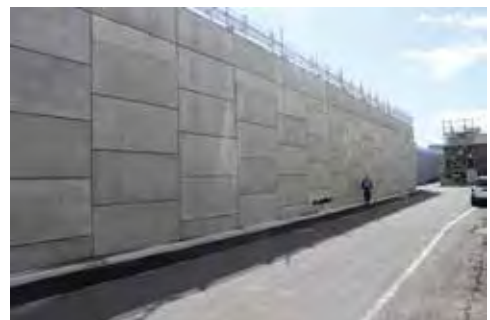
エ フェーシング（敷地舗装）

発電所構内の地表面をアスファルト等で覆うフェーシング工事が進められており、線量低減並びに雨水の地下浸透を抑制し建屋への地下水流入量の低減を図っている。敷地内の計画エリア145万㎡のうち、令和7年2月末時点で約96%が完了している。このうち、陸側遮水壁内エリアについては、廃炉作業に支障がなく実施可能な範囲から、適宜ヤード調整のうえ進めている。計画エリア6万㎡のうち、令和7年2月末時点で約50%が完了している。

オ 津波対策

(ア) 日本海溝津波防潮堤の設置

1～4号機及び4号機の南側エリアにおいて、切迫した日本海溝津波への備え及び津波による浸水を抑制し、建屋流入に伴う残留水の増加防止及び廃炉重要関連設備の被害低減のために波高11.8mの津波に対応できる防潮堤を新設することとした。令和3年6月から防潮堤設置工事を開始し、令和6年3月に設置工事が完了した。（本体部；総延長約1km・高さ13.5～16m）



完成した防潮堤

(イ) 廃スラッジ回収装置

震災後に発生した汚染水を処理するために、平成23年6月～9月にかけて、プロセス主建屋に除染装置を設置していた。運転中に発生した高濃度スラッジ（放射性物質を凝縮したもの。）（以下「廃スラッジ」という）については同建屋内で保管している。津波への対策を目的に、プロセス主建屋に保管している廃スラッジを高台エリア（33.5m）に移送する計画としている。令和6年12月現在では、プロセス主建屋内に設置予定の廃スラッジ回収施設の耐震評価において、満足する結果が得られておらず、全体工程に遅れが出ている。廃スラッジ回収開始の目標は令和10年度としており、現在は廃スラッジ回収施設の設置場所の雰囲気線量を低減する環境改善を実施中である。

(ウ) ゼオライト・活性炭土の回収

原発事故当時は1～3号機の原子炉建屋から発生する汚染水の量が多く、原子炉建屋外に滞留水が溢れ出るリスクがあったため、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋の地下階に滞留水を移送することとした。また、移送の際に滞留水の放射性物質を低減させる目的でセシウム等を吸着する性質のあるゼオライトを袋に詰めた土嚢や油分等の吸着を目的とした活性炭を詰めた土嚢をプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋に敷設していた。滞留水がプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋の外へ流出するリスクを低減させるために、高線量化したゼオライト土嚢及び活性炭土嚢を回収する計画を立て、令和7年3月からゼオライト土嚢等の回収作業のステップ1として集積作業を開始した。滞留水の中にあるゼオライト土嚢等は水中で集積箇所を集められ、その後、金属製の保管容器に封入し、高台エリア（33.5m）の一時保管施設まで運搬することとしている。ステップ2の容器封入作業は令和7年度中に着手予定としている。

(エ) サブドレン他集水設備の高台機能移転

地下水を汲み上げて水位を調節する設備であるサブドレンの水が集められるサブドレン他集水設備について、現在設置されている場所が津波による被害を受けるエリアであることから、津波対策として、高台エリア（33.5m）に設置する工事を実施している。サブドレンは工事中において汲み上げを停止することなく稼働させ、令和7年度より既設設備から新設設備へ切替を実施する予定としている。

(3) 方針3 汚染水を漏らさない

護岸エリア地下水の汚染とその対策

平成25年6月、護岸エリアの1・2号機取水口間に設けた地下水観測孔から高濃度のトリチウムが検出されたことが発表された。

その後の観測により、護岸エリア地下水が高濃度の放射性物質で汚染していることがわかり、同年7月には地下水が護岸から海洋に漏れ出していることが判明した。

平成23年4月に漏えいし、土中に残留しているトレンチ滞留水が汚染源と考えられている。

護岸エリアに水ガラスを注入して部分的に止水し、ウェルポイントで地下水を汲み上げることで当面の漏えい対策が行われた。海に漏えいしている地下水をせき止め、放射性物質の流出を大きく減らすことができる海側遮水壁を閉合するため、地下水ドレン運用に対する地元漁業者等への説明が行われ、平成27年8月25日に漁業者からの理解が得られたことから、9月10日から閉合工事を再開、10月26日に海側遮水壁が閉合した。閉合後の港湾内の海水の放射能濃度は顕著に減少傾向を示した。



ウェルポイントによる汚染地下水汲み上げ



海側遮水壁と地下水ドレンpond

(4) 汚染水漏えいトラブル対策

ア 汚染水貯蔵タンクと漏えいトラブル

汚染水貯蔵タンクは、フランジ型と呼ばれるボルト締めタイプ、溶接によりボルトのつなぎ目のないタイプ、溶接だが横向きのタイプなど、多数の種類が使用されている。

このうちフランジ型タンクは鉄板のつなぎ目から貯蔵されている汚染水が漏えいするトラブルが頻発してきた。



フランジ型タンクを調査する
廃炉安全監視協議会

平成25年8月、H4タンクエリアのフランジ型タンクから、濃縮塩水約300m³が地下に漏えいした。H4エリアの付近には海へとつながる排水路があり、一部の汚染水は海に流れた可能性がある。その後もB南エリアにおいて、フランジ型タンクの天板から排水路へ汚染水が漏えいするなどのトラブルが相次いだ。

福島県では、タンクからの漏えいについて、原因を早急に特定すること及び再発防止を求める申し入れを再三（平成25年8月20日、24日、10月3日）にわたり行った。

汚染水の漏えいを防止するため、東京電力はフランジ型タンクから溶接型タンクへの置き換えを進め、ストロンチウム処理水とALPS処理水を貯留するタンクの置き換えが、平成31年3月に完了した。またフランジ型タンクの解体工事が進められている²⁵。

イ 排水路、トレンチ及び放水路

○ 排水路

福島第一原発構内の排水路²⁶にはA排水路、B/C排水路、D排水路、K排水路、物揚場排水路、5、6号機排水路がある。このうち、B/C排水路は汚染水貯蔵タンクが設置されているエリアを通り、事故後の漏えい時に放射性物質が海へと流出する経路になったため、平成26年7月に放射線モニタが設置され、出口が発電所専用港湾内に切り替えられた。

構内排水路は、台風に相当する雨量を排水した場合でも、港湾内の放射能濃度に変化はなく、排水路出口の切り替えによる影響は認められなかった。また、タンクから漏えいがあっても容易に放射性物質が排水路に流入しないよう、当該排水路は鋼管により暗渠化された。

1～4号機原子炉建屋西側を通るK排水路について、平成27年2月24日、流れ込む雨水の一部が高濃度に汚染されていたことが公表された。

この原因は2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部分に降った雨が、屋上の放射性物質を含んで排水路に流れ込んでいるということであったが、その後、雨水をK排水路に導く他の排水路（枝排水路と呼ばれる）も汚染されていることが判明した。

²⁵ 横向きのタイプは溶接型であるが置き換えが進められている。

²⁶ 構内に降った雨水を海へと排水するための設備。事故により構内全体が汚染し雨水が放射能を含むようになった。

この事実を示す測定結果を東京電力が把握しながら公表していなかったことが問題視され、サブドレンの地元説明等に大きな影響を与えた。2号機原子炉建屋大物搬入口屋上部は除染され、雨水が汚染しないよう被覆され、他の枝排水路についても汚染源調査が行われた。

この問題に鑑み、測定した放射能データを全数公開する取組が開始された²⁷。

福島県は、K排水路の汚染した雨水が直接港湾外へ流出すれば風評被害を招く可能性があることから、K排水路の出口を港湾外から港湾内へ付け替えるよう、平成27年3月3日「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」に基づく初めての措置要求を行った。同時に付け替えが完了するまでの間、暫定対策として仮設設備による港湾内への汲み上げを求め、4月17日、この仮設設備の運転が開始された。

しかし、多量の降雨があるたびにK排水路から港湾外への直接流出が起こり、度重なる申し入れにも関わらず改善が見られないことから、9月29日、福島県は東京電力と協議し、K排水路の上流部分からB/C排水路へ汲み上げる設備の追加を求め、10月30日に、この追加設備の設置が完了し、運用が開始された。

その後、K排水路の本設設備による付け替えは平成28年3月28日に完了している。排水路の清掃は随時実施しているが、抜本的な対策である汚染源の除去が完了しておらず、大雨時にはK排水路排水の放射性物質濃度が高くなる状況が続いている。大雨時の排水路への放射性物質流入を防ぐために、敷地内のフェーシングが継続して行われている。

A排水路については、増設ALPSや移送配管等が設置されているエリアを通るため、漏えいリスク低減のために排水先を港湾外から港湾内へ付け替える工事が平成28年11月21日から開始されており、通水は平成30年3月26日に完了している。

1～4号機原子炉建屋北側を通る物揚場排水路について、令和3年3月2日、物揚場排水路に設置している簡易放射線検知器（PSFモニタ）の高警報が発生した。排水路から採取した水の全ベータが高い値を示しており、通常の降雨時に確認される核種の組成と異なることから、当該排水路のゲートを閉止した。原因調査の結果、物揚場排水路の上流に位置する瓦礫類一時保管エリアW2に保管されていたコンテナの内容物及び溜まり水が流出し、物揚場排水路に流れ込んだと評価された。保守的に評価した結果、ストロンチウム90として16億Bqが港湾内へ漏えいしたと評価された。その後、漏えい源のコンテナは撤去され、地表面の剥ぎ取り、再舗装が行われた。

²⁷ 「福島第一原子力発電所周辺の放射性物質の分析結果」

<http://www.tepco.co.jp/decommission/data/monitoring/index-j.html>

○ トレンチ

2～4号機の海水配管トレンチ²⁸には、震災当時にタービン建屋地下から流れ込んだ高濃度汚染水が滞留していた²⁹。平成23年4月～5月には、2号機及び3号機取水口付近から海洋にトレンチ滞留水が漏れ出した。トレンチを閉塞するためグラウト等を注入し止水したものの、依然としてトレンチ内には滞留水が残っていた。このため、2～4号機海水配管トレンチ滞留水の除去のための工事（浄化作業等）が平成25年度下期から開始された。



2号機海水配管トレンチ止水工事状況

トレンチはタービン建屋地下階とつながっており、トレンチ内の水を抜いても建屋から滞留水が流れ込んで来るため、2号機では凍結管によって建屋とトレンチの連通部の水を凍結・止水し、水抜きを行う計画が立てられた。しかし、建屋から滞留水が漏れ出さないように水位調節した際のトレンチ・建屋間の水流によって氷の壁の造成が妨げられ、凍結のみで2号機トレンチの止水はできなかった。

平成26年10月、グラウト充填により配管貫通部等を埋め立て、水流を抑制する工事が行われたが、これによっても止水することはできず、第3番目の手法として滞留水を抜き取りつつ、水中不分離コンクリートを充填していく工事が行われた。海水配管トレンチのトンネル部をコンクリートで充填したのち、立坑部をエポキシやグラウトで充填しつつ、滞留水を抜き取り、平成27年9月11日、2号機海水配管トレンチの滞留水除去が完了した。トレンチのコンクリート充填は完全ではなく、津波によって運ばれた砂が底部に堆積しており、汚染水の通り道となっている可能性が指摘されている。タービン建屋内の滞留水がトレンチを通過して海側へ移動していないか現在でも監視が行われている。

3号機トレンチも、凍結管の設備が設置されたが、建屋内との流通が小さいことから、使用されず、2号機の経験を基に、水中不分離コンクリートによる充填が行われ、平成27年8月27日、3号機の海水配管トレンチの汚染水除去が完了した。

4号機トレンチも平成27年12月21日までに水中不分離コンクリートにより充填され、汚染水は除去された。

除去された汚染水量は2号機トレンチが約4,700m³、3号機が約6,000m³、4号機が約630m³であり、除去された放射性セシウムは合計約1,000兆Bqであった。

○ 放水路

1～3号機放水路³⁰には、震災当時に流れ込んだ滞留水が残っている。海への出口は碎石や吸着材で埋め立てられ、海側遮水壁が閉合したことから、海への流出がほとんどないと推定されている。かつては、降雨があるたびに1号機放水路で放射能濃度の

²⁸ 港湾に隣接する護岸には震災前に設備の冷却に使用していた海水の取水口があり、取水設備の電源ケーブルや配管を建屋まで収納していた坑道のこと。

²⁹ 1号機はトレンチの構造が一部高くなる場所があることから、滞留水は流れ込まなかった。

³⁰ 1～4号機海側にある、事故以前、冷却に使用した海水を海に放水していた設備。

上昇が起きていたが、平成27年11月から放水路を浄化するためのモバイル式浄化設備の運転が開始されたことにより、1号機放水路の濃度は低下し、現在は運転が停止されている。

4 使用済燃料プールからの燃料取り出し

水素爆発により、福島第一原発1、3、4号機の原子炉建屋、タービン建屋は大きく損傷した。高温になり溶融した燃料から放射性物質が大量に放出されたことにより、建屋内は汚染され、高線量のために作業員の立ち入りが難しくなっている。

1、3、4号機の原子炉建屋は損傷しているため、原子炉建屋最上階の使用済燃料プールにある燃料を震災でも損傷が少なかった共用プール建屋へ移す方が安全性は高い。

また、各号機に分散して保管するよりも、1か所で保管、冷却する方が管理上も優れている。共用プールには6,799体の燃料集合体を保管することができ、震災発生時点で6,375体が保管されていた。

使用済燃料プールの燃料（新燃料を含む）				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
事故当時	392体	615体	566体	1,535体
2025年3月	392体	615体	0体	0体

(1) 1～4号機からの燃料取り出し

○ 1号機

1号機は水素爆発により原子炉建屋5階オペフロの壁が吹き飛び、天井が崩れ、ガレキが散乱している。燃料取り出しのためには建屋上部のガレキ撤去が必要である。平成23年10月に放射性物質の放出を抑えるため建屋カバーが設置されたが、燃料取り出しに向け、平成26年10月から解体を開始し、カバーのパネル解体、防風フェンス等の設置を平成29年12月に完了した。この作業と並行し、オペフロ上の調査が行われ、ウェルプラグのずれなど新たに多くのことが判明している。その後、建屋カバー梁・柱及び基礎の解体が令和3年6月19日に完了し、現在は、大型カバー設置工事が進められている。令和6年11月18日より大型カバーのパネル設置を開始している。

大型カバーの設置が完了する令和7年（2025年）度頃以降にガレキ撤去を再開し、令和9年（2027年）度から令和10年（2028年）度に燃料取り出しを開始する予定である。

○ 2号機

2号機は水素爆発を回避できたため建屋は健全だが、建屋内は重度に汚染されている。当初は燃料取り出しに向けオペフロ上部を全面解体する計画だったが、ロボットによるオペフロ調査の結果、線量が想定よりも低いことが判明したことから、原子炉建屋の南側に構台を設置し、小規模開口部から使用済燃料取扱機を差し込む計画に変更された。令和2年6月に実施された水中ロボットを使用したプール内の調査の結果、燃料の取り出しに支障となる状況は確認されなかった。使用済燃料の取り出し開始は令和6年（2024年）度から令和8年（2026年）度に予定されており、現在は燃料取り出し用構台の設置が進められ

ており、令和6年6月7日に構台の鉄骨組立、12月13日に開口設置が完了し、令和7年3月14日に、ランウェイガーダの設置が完了している。

○ 3号機

3号機も水素爆発により原子炉建屋のオペフロにガレキが散乱していた。無人重機により建屋上部のガレキ撤去を平成25年10月に、使用済燃料プールからの大型ガレキ撤去を平成27年10月に完了した。オペフロの除染、遮へい体の設置、使用済燃料プールからの小ガレキ撤去が平成28年12月



3号機燃料取り出しカバー

まで行われた。平成29年1月から平成30年2月まで使用済燃料プールから燃料を取り出すためのカバー等の設置工事が行われた。平成30年度中頃を目処に燃料取り出しが開始される予定であったが、電圧設定の誤りによる電源盤の損傷やケーブル接続部への雨水浸入に伴う腐食による断線といった不具合が確認されたことから、平成30年末まで安全点検による不具合の抽出を行い、対策が実施された。平成31年4月に使用済燃料の取り出しを開始しており、令和3年2月28日に566体（内52体が新燃料）全ての燃料取り出しが完了した。

なお、1～6号機の使用済燃料及び新燃料等の移送先となる共用プールの保管容量を確保するため、敷地内に使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設が進められており、共用プールに保管されている十分に冷却された燃料は輸送と貯蔵兼用の乾式キャスク³¹に装填し、令和9年（2027年）度までに使用済燃料乾式キャスク仮保管施設に移動する計画となっている。

○ 4号機

4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しは、平成25年11月18日から開始された。4号機使用済燃料プールには、1,533体の燃料集合体があり³²、キャスクと呼ばれる燃料輸送容器に装填して、共用プールに輸送した。燃料のうち、新燃料22体、使用済燃料全1,331体の移動作業は、平成26年11月5日に完了した。残る新燃料180体は、共用プールの容量が不足していたことから、6号機使用済燃料プールへの移送が行われ、平成26年12月22日に完了した。



4号機使用済燃料プールの燃料移動
(写真提供：東京電力)

(2) 使用済燃料プールの冷却

使用済燃料は運転停止後も発熱するため、使用済燃料プールで冷却を継続している。

³¹ 使用済燃料からの放射線を遮蔽し、燃料の発熱を空気の自然対流（空冷）により取り除くとともに、放射性物質を密封する容器。

³² 事故当時4号機に保管されていた燃料集合体数は1,535体であるが、2体の新燃料は事前調査のために平成24年7月に取り出された。

事故直後は使用済燃料の発熱量が大きかったが、平成29年4月～7月に1号機使用済燃料プールの冷却停止試験を行い、水温が実施計画に定める運転上の制限（60℃）未満で推移すること及び自然放熱を考慮した水温評価式の妥当性が確認された。2、3号機においても評価した結果、運転上の制限（65℃）未満で推移する見込みとなったため、発熱量が大きい2号機を代表として、平成29年8月～9月にかけて冷却停止試験を実施した。その結果、東京電力は、仮に冷却が停止しても、自然冷却により運転上の制限未満でプール水温が推移することを確認したとしている。さらに、5、6号機においてもプール水温の評価を行い、運転上の制限（65℃）未満で推移することを確認した。

令和6年8月9日に2号機使用済燃料プールのスキマサージタンクの水位低下が発生し、原因を調査するため、使用済燃料プール冷却系一次系ポンプを計画的に停止し、プールの冷却が停止した。10月1日に燃料プール冷却浄化系熱交換器からの戻りライン（分岐配管）1か所より漏えいしていることが確認され、その後、11月14日に漏えいが確認された配管の撤去・閉止処置を完了したことから、11月25日から冷却運転を再開した。冷却停止中、プール水温の初期上昇は0.06℃/h程度であったが、運転上の制限（65℃）付近まで上昇することは無く、9月以降は冷却再開まで一定温度で推移した。東京電力は当該事象の原因は異材継手部のガルバニック腐食による漏えいと推定しており、令和6年12月より水平展開として1号機の類似箇所調査を実施している。

5 燃料デブリの取り出し

事故当時、運転中だった1～3号機の原子炉内の燃料は、冷却が停止したことで高温となり、燃料ペレットや燃料被覆管が溶融した。溶融した燃料は、燃料を囲む構造物や圧力容器も溶かし、燃料デブリとなって格納容器の底にたまっていると推測されている。これまで、格納容器内の状況確認や取り出し工法の検討のため、各号機でカメラ・線量計の挿入、ロボット調査、宇宙線ミュオン調査が行われているが、詳細までは判明していない。

原子炉から燃料デブリを取り出すためには多くの課題が残っている。まず、原子炉建屋上部に燃料取り出し用の器具を設置するため、建屋の健全性の調査や、ガレキ撤去を行う必要がある。当初、格納容器の漏えい部を止水し、格納容器内に水を満たすことで放射線を遮蔽する冠水工法が検討されていたが、平成29年8月にNDFから原子炉格納容器底部の燃料デブリを「気中－横アクセス工法」で取り出すことから検討を進める技術戦略プラン2017が示され、平成29年9月の中長期ロードマップの改訂で、「気中－横アクセス工法」に軸足を置くこととされ、令和元年、技術戦略プラン2019において、燃料デブリ取り出しの初号機として2号機が示された。令和5年の技術戦略プラン2023において、気中工法の課題の困難さを下げるべく、気中工法オプション（RPV充填固化）が示された。

東京電力は当初、令和3年度に2号機における試験的取り出し開始に向け、取り出し装置の開発を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イギリスの装置開発メーカーにおけるモックアップ訓練や装置移送などに支障が生じたため、試験的取り出しが1年程度遅延することとなった。その後、令和3年7月10日にイギリスから日本（神戸）に到着し、令和4年1月31日には、檜葉遠隔技術開発センターにおいて、性能確認試験及び操作訓練が実施されていたが、その結果、装置の改良が必要であることが判明した。

ため、さらに1年から1年半程度の準備期間を追加し、開始時期が令和5年度後半に遅れる見込みとなった。

2号機では、令和3年11月に既設のPCV貫通部X-6ペネトレーションのハッチ解放に向けた隔離部屋設置作業に着手し、令和5年4月に設置が完了した。その後、X-6ペネトレーションのハッチを開放し、令和6年1月から、ロボットアームの挿入に干渉するX-6ペネ内の堆積物除去を開始し、令和6年5月13日に堆積物の除去が完了した。

しかし、楢葉遠隔技術開発センターにおいて実施しているロボットアームの調整に時間を要しており、また堆積物を十分に除去できない場合も想定されたため、東京電力では、まず、過去に原子炉格納容器内部調査において使用実績のあるテレスコ式装置を活用し、試験的取り出し作業を行うこととした。

(1) テレスコ式装置による燃料デブリの試験的取り出し

令和6年8月22日にテレスコ式装置による燃料デブリの試験的取り出し作業が開始されたが、原子炉格納容器内にテレスコ式装置を挿入するために用いる押し込みパイプの取付け順番が間違っていたため、作業が中断となった。

その後、押し込みパイプの復旧作業を行い、令和6年9月10日に作業を再開し、同日、テレスコ式装置の先端部が隔離弁を通過し、燃料デブリの試験的取り出し作業が着手となった。

しかし、令和6年9月17日に、燃料デブリ採取の準備作業を行っていたところ、テレスコ式装置に取り付けてある4台のカメラのうち2台の映像が映らない不具合が発生したため、再び作業が中断となった。

その後、10月28日に作業を再開し、10月30日にはテレスコ式装置により燃料デブリをつかみ上げた。11月5日に燃料デブリの表面線量を測定した後、11月7日に燃料デブリを運搬用コンテナに収納したことで、燃料デブリの試験的取り出しを完了した。

採取した燃料デブリは、令和6年11月12日に、JAEA大洗原子力工学研究所へと輸送された。今後1年程度かけて、物理的・化学的な分析が行われる。

なお、ロボットアームの調整に時間を要していることから、東京電力は令和6年12月26日にテレスコ式装置による2回目の燃料デブリの試験的取り出しを実施することを公表した。令和7年4月中の作業着手に向け、1回目の作業実績を踏まえた先端治具の改修や作業員の習熟訓練が進められている。

(2) 原子炉の冷却

冷却設備を失った1～3号機の原子炉格納容器・圧力容器は、事故当初、高温であったものの、代替冷却設備の設置により安定的に冷却されている。

現在、原子炉格納容器内の温度は、13℃～34℃程度の範囲で推移しており、燃料デブリが再び溶融する温度よりも十分低い値を維持している。

1～3号機の代替冷却設備は、原子炉建屋とタービン建屋に滞留している汚染水³³を汲

³³ 1～3号機の原子炉格納容器は冷却停止による高温高圧により損傷したため、原子炉を冷却するために注水した冷却水が、格納容器の損傷部から建屋内に漏れ出している。

み上げ、水処理設備で放射性物質と塩分を除去した後、再び原子炉に注水している。

余剰分の水については、タンクに貯蔵されてからALPSによって処理される。

注水した冷却水は、損傷した原子炉格納容器から漏えいし、再びタービン建屋地下階に移動して高濃度滞留水に混じる。

代替冷却設備は多くの設備と配管からなっており、発電所敷地内の広い範囲に点在している。配管の全長は約3kmにも及び、配管からの漏えい等の恐れがあることから、冷却設備を建屋内に収納し、小循環化が行われ、平成28年10月7日から運用が開始された。

平成28年3月26日に1号機タービン建屋が循環注水ラインから切り離された。

2020年には1～4号機のタービン建屋及び廃棄物処理建屋の滞留水処理が完了した。

(3) 放射性物質の放出抑制対策

セシウム、ヨウ素、キセノンなどの揮発性放射性物質が大気中に放出される量は、半減期が比較的短い放射性物質（ヨウ素131、キセノン135など）が崩壊により存在量が少なくなったことや原子炉への安定した注水により原子炉格納容器・圧力容器内の温度が低下したことから、大きく減少し、その後は（基準値以下で）安定的に推移している。

令和7年2月分の評価で、建屋から大気中に放出された放射性物質による福島第一原発敷地境界における追加的被ばく線量は、年間0.0001ミリシーベルト未満となっている³⁴。平成27年5月から1号機建屋カバーのパネル取り外しを開始し、開口面積が増加したが、放出量の増加は確認されていない。

1～3号機の格納容器内の気体は、格納容器ガス管理システムによって抽気され、フィルターによって粒子状放射性物質を取り除いてから放出されている。

6 その他の課題

(1) 廃棄物保管設備

ガレキや作業員の防護服、マスクなどの廃棄物、水処理設備での廃吸着塔など、廃棄物を保管する設備は構内各所に点在している。防護服やマスクなど低線量の廃棄物は、本設の貯蔵施設である固体廃棄物貯蔵庫等に保管されている。

一方、建屋上部のガレキ撤去で生じた高線量ガレキ等の高線量廃棄物は、覆土式一時保管施設と呼ばれる遮蔽テントの中に保管されているが、放射線防護の観点からは、固体廃棄物貯蔵庫の地下階に保管することが望ましい。

このような固体廃棄物の発生量予測、管理計画として、「固体廃棄物の保管管理計画（平成28年3月31日）」が策定され、令和6年12月に改訂されている（毎年改訂）。

なお、水処理設備の廃吸着塔は、放射性物質を吸着しており非常に高線量であるため、専用施設に保管されている。平成27年4月1日、ALPSで発生した残渣（ALPSスラリー）を保管する高性能容器（以下「HIC」という。）から内包水が漏えいしていること

³⁴ 建屋から大気中に放出された放射性物質による被ばくであり、地面に沈着した放射性物質や汚染水タンク、固体廃棄物貯蔵施設による寄与は含まない。

が判明した。原因は、HICの内容物が比較的高線量の炭酸塩を含む残渣³⁵ であり、水の放射線分解により発生した水素ガスが残渣内から放出されず、液位を押し上げ、漏えいに至ったと考えられている。

福島第一原発構内にあるHIC全数に対して漏えいしていないかどうかの調査が順次行われ、抜本的対策として、HICからの水抜きが行われている。また、HICの構造健全性を確保するため、積算吸収線量が5,000kGyを超えたHICについて、令和4年度からALPSスラリーの移し替えが行われている。

さらなるリスク低減として、HICからALPSスラリーを抜き出して脱水処理するスラリー安定化処理設備の設置について検討が進められている。

さらに、屋外で保管している廃棄物の保管容器が劣化しており、内容物が漏えいする事象も発生していることから、東京電力では内容物確認を実施して対策を行っている。

(2) 作業員確保

廃炉作業は数十年にわたり続けられるため、安全かつ着実に作業を続けるためには、作業員の確保、熟練技術の継承が課題となる。

特に、放射線作業従事者の被ばく線量は、法令により1年間で50mSv未満、5年間で100mSv未満であることが定められており、高線量環境下においては、作業に伴い被ばく線量が累積し、作業に従事できなくなるという問題がある。

福島第一原発における令和7年4月の作業に想定される人員は、平日1日当たり4,700人程度と想定され、従事者登録者数は約9,200人であることから、ある程度余裕のある範囲で従事登録者が確保されている。

(3) 労働安全

福島第一・第二原発において下記表のように作業員の死亡事故（作業起因によるもの）が発生している。

福島第一・第二原発における作業員の死亡事故

年 月 日	事 例
平成26年3月28日 (福島第一原発)	建物の基礎部で掘削作業を行っていた作業員が崩落に巻き込まれ死亡
平成27年1月19日 (福島第一原発)	雨水を排水するための一時貯水タンクの設置状況を確認していた作業員がタンク上部（高さ10m）の開口部からタンク内に落下し、死亡
平成27年1月20日 (福島第二原発)	特殊な治具を扱っている際に頭部を治具に挟まれ作業員が死亡
平成27年8月8日 (福島第一原発)	バキューム車の除染に当たっていた作業員がタンクの蓋に頭を挟まれ死亡

³⁵ ALPSでは、海水由来のマグネシウムやカルシウムがストロンチウム除去を阻害するのを防止するため、吸着塔に通水する前に炭酸塩として沈殿させている。

平成27年1月19日、20日の死亡事故を受け、東京電力は労働安全を見直し（例：安全総点検の実施）、安全帯の着用や作業前の危険予知の徹底など、安全管理方針を発表した。福島第一原発及び第二原発では、毎年度安全活動計画を策定し、労働災害や熱中症の発症等を防止するため、安全教育の推進や作業環境の改善等が進められている。

また、福島第一原発においては、平成28年3月をもって、表土除去やモルタル吹付（フェーシング）等を用いた除染作業が概ね終了（1～4号機建屋周辺等については引き続き実施中）したことから、作業時の負荷軽減による安全性と作業性の向上、線量低減が実施されたエリアを可能な限り低い汚染レベルに維持することを目的とし、平成28年3月より防護マスクや防護服の簡易化が行われた。

現在、福島第一原発の敷地の約96%で一般作業服による作業が可能となっている。さらに平成30年11月からは、放射性物質による汚染の広がりのないエリアについては、移動時の手袋を含む防護装備を不要とし、このエリアは免震重要棟周辺を結ぶ歩道にも範囲が拡大されている。また、更なる作業員の身体負荷軽減を図るため、令和3年8月より1～4号機周辺防護区域外（5、6号機建屋内を除く）の一般服作業のエリアの軽作業について、防塵マスクを不要とする運用を開始し、その運用の定着及び推進を進めている。